総務常任委員会の記録

（町民課、吉野生支所）

招集年月日	令和８年９月１０日（木）
招集の場所	松野町議会議場
開会	９月１４日（月）　午前１０時３３分
閉会	同　上　午前１１時３０分
出席委員	山崎　匡、赤松　紀幸、加藤　康幸、山石　恭助、大内　義昭、 山田　寛二、芝　勇樹
欠席委員	
付議事件説明のため出席した者の職氏名	町長　坂本　浩、副町長　八十島　温夫、 課長　浦田　良香、主幹　竹葉　誠、 課長補佐　山本　和幸、課長補佐　金谷　健行、 係長　石川　玲子、係長　土居　かすみ
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　森本　秀行、書記　岡崎　智恵子
付議事件	１　認定第１号　令和７年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について ２　認定第２号　令和７年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について ３　認定第４号　令和７年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について ４　認定第６号　令和７年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

山崎委員長	まず、認定第１号「令和７年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、町民課及び吉野生支所所管分の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
浦田課長	認定第１号　令和７年度松野町一般会計歳入歳出決算中、歳入該当分、歳出２款総務費、３款民生費町民課所管分についてご説明いたします。 成果説明書３９ページをご覧下さい。 歳出２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費の決算額は、前年対比６８万7，０２３円増額の１，５４２万１７９円で、職員２名分の人件費、税務に関するシステムの保守・データ修正等委託料、関係する協議会等の負担金を支出しております。増額の主な要因は、人件費の増額によるものです。 ２目賦課徴収費の決算額は、前年対比５１２万9，９８９円増額の１，２０３万3，１０１円で、固定資産税や軽自動車税、町民税の賦課徴収業務に使用するシステムの保守・改造委託料や使用料、滞納整理機構等関係団体の会費・負担金を支出しております。増額の主な要因は、３年に１度の固定資産の評価替えに伴う不動産鑑定委託料、軽自動車税システム改造委託料、地方税電子申告システム使用料等の増額によるものです。 ここでは、歳入１款町税の内訳について記載しております。 上段より町民税は、１億1，９７８万4，０８７円の調定額に対し、収入額１億 1,８０５万1，０２２円で、徴収率は９８．５５％となりました。 固定資産税は、１億4，７４６万7，２５６円の調定額に対し、収入額１億3，９６２万7，８５６円で、徴収率は９４．６８％となりました。 軽自動車税は、１，８２１万2，４００円の調定額に対し、収入額１，７４５万3，４００円で、徴収率は９５．８３％となりました。 市町村たばこ税は、１，９８７万8，７５６円の調定額に対し、全額を収納しております。

	町税全体では、調定額３億５３４万２，４９９円に対し、収入額２億９，５０１万１，０３４円で、徴収率は９６．６２％となりました。参考に令和８年３月末日現在の住基世帯数と申告法人数、納付方法の内訳を記載しておりますのでお目通し願います。 成果説明書４０ページをご覧下さい。 続いて、３項戸籍住民基本台帳費の決算額は、１，１５５万２，８７４円減額の２，１９９万３，５０６円で、職員１名分の人件費と窓口業務に関するシステム改造・保守委託料、関係するシステム使用料を支出しております。減額の主な要因は、繰越明許費で対応した戸籍の振り仮名法制化に伴う戸籍・住基システムの改造が完了したことによる改造委託料の減額が要因となっております。 １の戸籍届出事件数では、令和６年度と比較して種別ごとに記載しております。２の人口・世帯数の動向と内訳では、令和６年と７年度末時点での男女別の人口と世帯数及びその増減内容を、３の窓口関係手数料では、歳入１３款、２項、１目、３節の戸籍住民基本台帳手数料の件数・金額等内訳について記載しております。 次のページをご覧下さい。 ４の部落別の人口の動向では、昭和３０年の町政発足時と平成３０年度から令和７年度末までの各部落の人口の推移と増減比率を、５の外国人住民国籍別人員数では令和７年度末の外国籍の方の国籍の内訳を記載しております。以下、１２節委託料、１３節使用料及び賃借料、１７節備品購入費、１８節負担金補助及び交付金についてその内容を記載しておりますのでお目通し願います。 成果説明書４５ページをご覧下さい。 続いて、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費の決算額は、前年対比８，１２９万４，９３７円減額の１億１，１７７万９，４１７円で、職員２名分の人件費と１８節負担金補助及び交付金では、社会福祉協議会や民生児童委員会への補助金のほか、令和６年度の繰越事業分の臨時特別給付金、定額減税補足給付金を支給しております。

	減額の主な要因は、臨時特別給付金の支給内容の違いによるものです。 ここでは、民生児童委員の活動内容と３年に一度の一斉改選について記載しております。 次ページをご覧ください。 ここでは、福祉団体の支援状況のほか、令和６年度からの繰越事業と令和７年度の給付金業務について記載しております。 ４の⑴の令和６年度の繰越事業では、令和６年度に住民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯に対し、１世帯あたり３万円と、対象世帯員中の１８歳以下の児童に対し子ども加算１人あたり２万円の給付を行ったもので、給付金は４３世帯に１２９万円、子ども加算については１４世帯、２２人分の４４万円を該当世帯に給付しました。 ⑵の定額減税補足給付金では、６年度に実施した当初推計で算定された調整給付の支給額と本来の給付額に不足が生じる方に対し、差額分１，００７万円を３４０人の該当者に給付しました。 続いて、２目国民年金事務費の決算額は、前年対比７７万４００円増額の６１３万８，７４８円で、職員１名分の人件費及び国民年金に係る事務用消耗品を支出しております。増額の主な要因は、人件費の増額によるものです。 ここでは、令和２年度末から令和７年度末の国民年金被保険者の推移と、システム改造委託料、事務委託金について記載しております。 成果説明書５０ページをご覧下さい。 続いて、５目人権・同和対策費の決算額は、前年対比１９万７，８３９円増額の１，１０３万４，１７２円で、職員１名分の人件費のほか、１８節負担金補助及び交付金では県内や町内の関係団体に対する負担金・補助金を支出しております。増額の主な要因は、人件費の増額によるものです。 ここでは、県人権対策協議会松野支部と県企業連合会松野支部への補助金交付状況と、その活動状況を記載しております。

	成果説明書５１ページをご覧下さい。 続いて、６目隣保館費の決算額は、前年対比１億３，６５１万８，９６１円増額の１億６，２７０万５，６５４円で、松野町隣保館と森の国ふれあいセンター両館の館長及び主事の人件費と施設維持管理費、各種教室等の活動費のほか、令和７年度に実施した松野町隣保館改築事業に係る経費を支出しております。増額の主な要因は、改築に係る工事監理委託料２６４万円と建築工事費９，６２５万円、外構・解体工事費４，４５５万円、ＬＧＷＡＮ光設置工事２８万４，４６０円、備品購入等によるものです。 ここでは、館長、主事の配置状況と地域交流事業の開催状況、研修等の参加状況のほか、実施した事業、隣保館建設事業について記載しておりますのでお目通し願います。 成果説明書５４ページをご覧下さい。 続いて、８目後期高齢者医療保険事業費の決算額は、前年対比５４万７，９０１円増額の９，５４３万３，２５４円で、健康診査に係る経費や委託料、後期高齢者広域連合療養給付費負担金、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金を支出しております。増額の主な要因は、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金の増額によるものです。 ここでは、後期高齢者の医療給付状況や高額医療費償還状況、広域連合療養給付費負担金、高齢者はり灸施術補助金の支給状況、特別会計への繰出金、予防事業について記載しております。 成果説明書５５ページをご覧下さい。 続いて、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費の決算額は、前年対比８７７万４，１６２円増額の７，２８９万３，７２５円で、職員１名分の人件費、児童手当、子ども医療費給付金、乳幼児用紙おむつ券交付事業、令和７年１月に開所した病児保育共同運営費のほか、出産世帯応援事業、令和７年度のみ実施した物価高対応子育て応援手当給付金を支出しております。増額の主な要因は、令和６年１０月から児童手当の対象を中学生年代から高校生年代まで拡充した事に加え、第３子のカウント

	が、第１子目、１８歳までであったものが、親が監護養育している２２歳までをカウント対象とした拡充による児童手当給付金で、前年対比８１６万円の増、また国の施策である「強い経済」を実現する総合経済対策に基づく物価高に直面する子育て世帯に対し、児童手当受給対象者１人につき、２万円をそれぞれ３４１人に支給する為のシステム構築委託料１４９万６，０００円と、物価高対応子育て応援手当給付金６８２万円によるものです。 ここでは、児童手当給付事業と子ども医療費給付事業、乳幼児用紙おむつ券交付事業の実施状況を、次のページでは、鬼北町と共同事業として実施している病児保育共同運営費負担金、出産世帯応援事業補助金、物価高対応子育て応援手当給付金事業について記載しております。 続いて、２目母子福祉費の決算額は、１１８万４，１０３円増額の３９１万４，２２４円で、主に扶助費のひとり親家庭医療費給付金を支出しております。増額の要因は、ひとり親家庭の対象者が６６名から８７名へと増加したことによるものです。ここでは、ひとり親家庭医療費給付事業の実施状況について記載をしております。 成果説明書５７ページをご覧下さい。 ３目保育所費の決算額は、前年対比２，２４９万２，４４３円増額の１億４，２９７万７，３２７円で、園長１名、保育士１７名、栄養士１名、調理員４名、保育補助３名の計２６名の人件費と施設管理費のほか、保育所運営に必要な経費を支出しております。増額の主な要因は人件費の増額と園庭にあった大規模遊具の更新に伴う工事請負費の増額によるものです。 ここでは、保育所費全体の財源内訳と園児数、広域入所の委託・受託の状況のほか、工事請負費と備品購入費について記載しております。 成果説明書５８ページをご覧下さい。 ４目児童福祉施設費の決算額は、６，１３６万３，０６３円減額の６７５万９，２３４円で、令和６年度に施設工事が完了し、令和７年４月１日より施設を開所し、運営事業費のみとなったことによるものです。

	ここでは、森の国児童センター事業について記載しております。 現在、有資格者２名とパート職員１名で運営しておりますが、夏休み等長期休暇期間中は開所時間も長くなるため、臨時的な雇用により対応をしております。 ３項生活保護費、４項災害救助費については支出がありませんでした。 続きまして、吉野生支所所管分についてご説明いたします。 成果説明書、３１ページをご覧ください。 ２款総務費、１項総務管理費、８目支所費の決算額は、前年対比４８，５１０円減額の１５万４，４０４円で、吉野生支所の運営に係る消耗品費、通信運搬費、複写機使用料を支出しております。地域住民とのコミュニケーションを図り、協働型まちづくりの拠点として充実を図りました。 続きまして成果説明書、１０６ページをご覧ください。 １０款教育費、４項社会教育費、４目吉野生交流促進センター費の決算額は、前年対比６９０万８，４２１円減額の２６３万２，９１５円で、減額の主な要因は６年度実施の多目的ホールのＬＥＤ化の工事請負費と２階和室・洋室のエアコン修繕の皆減によるものです。 ここでは、吉野生交流促進センターの利用状況を記載しております。７年度については、健康体操、運動教室を週４回和室で開催したことにより、和室の使用回数が増加しております。 町民課が所管する事務につきましては、国・県の定めにより実施する法定業務が主なものとなっておりますので、歳入につきましては、それぞれの制度に沿った事業計画・申請・実績報告・請求を行っております。個々の内容につきましては説明を割愛しておりますので、詳細につきましては決算書によりご確認願います。 以上、認定第１号　令和７年度松野町一般会計歳入歳出決算中、町民課所管分、吉野生支所所管分について説明いたしました。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

山崎委員長	担当課長の説明が終わりました。委員からの質問を許します。
山田委員	まず１点目なんですが、３９ページの徴税率のとこですかね。先ほど徴収率とか、それぞれの項目で説明頂いたんですけど、最終的には９６％の徴収率ということでお聞きをしております。残り４％なんですけど、金額が多いか少ないかは別として、その４％については、もう９６％のままで終わるのか、その４％についてはやっぱ１００％になるための対応をしていくのか、やっぱ税金ですので１００％を目指して取り組んで頂いているとは思うんですけど、この９６％で終わるのか、それとも今後も、残りの４％について徴収するために対応していくのか、そこら辺まず１点お聞きしたいと思います。
浦田課長	町税の方、４％残っているというところなんですけれど、この分は、次年度の滞納繰越分という扱いになりまして、今現在の県との相互併任事業、県で滞納整理機構という組織がございまして、そちらに悪質な滞納額、例えば１０万以上超えているとか、そういう方の分の案件につきましては、滞納整理機構にお願いして、滞納整理をお願いしております。 松野町におきましては、各個人に対して折衝といいますか、電話連絡をさせていただいたり、催告書を提出したり、窓口に別の用事で来られたときにも、ちょっとお話があるということで担当のほうが折衝をさせていただいて、お話をさせていただいています。 なので、９６％でそのままということではなく、次年度のところの滞納繰越分として滞納整理を行っております。
山田委員	令和７年度だけじゃなく、それまでの分も含めて対応されてると思うんですけど、いろんな未徴収分、住宅新築資金とかあると思うんですけど、それらも同じように機構に委ねるということというか、一緒にやるということなんでしょうけど、やっぱ町民の義務でもありますし、借りた人は返す義務ということもあるんで、少しでもそういったものが徴収できるように、なかなか大変な部分はあると思うんですが、引き続き、御努力を頂ければというふうに思います。 それともう１点なんですけど、５２ページの隣保館に関することなん

	ですけども、今年の４月に豊岡の隣保館がオープンして新たにスタートを切ってるんですが、その隣保館の活動といえば、いろんなカルチャーも含めて講習も含めて、いろいろ年計画を立ててやられとるんだろうとは思うんですけど、せっかく新しくできましたので、今までの旧隣保館のことも含めて、あんまりそういった活動ができてないというか、特にふれあいセンターと比較すれば、そういうことが顕著にありますし、多分よその隣保館と比べても、そういったことがちょっと少ないのじゃないかなという印象を持ってるんですけど、今回特に新しくなりましたので、今までのことは今までのこととして、新しいいろんなカルチャーなり講演なりどんどんやっていただいて、住民の方が気軽にあそこへ寄っていただけるように、来てもらうためにはどうしたらいいのか、町民課の管轄ですので、そこの担当者だけに任すんじゃなくて、そこはもっともっと町民課として入っていただいて、一緒に計画を立てるなり実施していることに対してのフォローを積極的にもっともっと入っていってもらわないと、こういった言い方は失礼になるかもしれんけど宝の持ち腐れになってもいけませんので、やっぱどんどん活用するいうことにかじを切っていただくように、是非、町民課のほうにフォロー、管理をお願いしたいなというふうに強くお願いしたいと思います。 　その点について、こういうふうに考えておるとか、こういうふうにやろうとしてるとかいうのがありましたらお願いしたいと思います。
竹　葉　主　幹	隣保館の運営につきましては、今山田委員さんのほうから御意見頂きましたとおり、せっかく新しくなったところでございますし、また、山田委員さんそれから館長さんともに卓球とか、いろいろと活動を提供して頂いているところで、以前までより隣保館の活動はかなり進歩していると思っております。 　また、昨年度までほとんどできていなかった館だよりも、今年より何度か出させていただいている形ではございます。今後また館長さん、それから主事のほうとも何度も話合いをしながら、よりよい隣保館の使い方をしていきたいと思いますし、また、昨年度まで隣保館のほうでは人

	権学習がほとんどできていなかったと思っておりますので、講師の方あるいは、私が拙いながら講師のほうもさせていただきまして、人権学習会も進めていきたいと思っております。
山　田　委　員	ただいま竹葉主幹のほうから現在の取組とか、昨年に比べたら進んでるということはお聞きして、私も自分のことなんですけど、卓球には参加させていただいてまして、大変皆さん喜んで使わさしていただいております。そういったことも含めてですね、カルチャーというかそういうことだけじゃなくて、先ほど言いました研修ですよね、一つ提案させてもらったのは同和教育ですよね、人権同和教育。先日、人権対策協議会の会長代行の書面で、各議会においても人権同和教育を実施していただいたらという旨の要請がありまして、先日議会の皆さんにも、こういうことをやりたいとお伝えしたら、是非いいですよということで返事頂きましたので、隣保館主催ということにはさせてもらうんですけど、一応講師のほうにもちょっと連絡をとっていただいたみたいなので、ぜひこれを機会に、対象の方とかいろいろ検討して日程も詰めないけんとは思うんですけど、やっぱそういうことを年に１回２回やっていって、是非人権に対する教育、研修の場にしていただきますようにお願いしたいなと思いますんで、そこら辺のところも含めて、お考えをお聞かせ頂いたらというふうに思います。
竹　葉　主　幹	非常にありがたいお言葉を頂いたと思っております。 やはり人権の場所であると、隣保館はそうであると思っておりますので、様々な活動はもちろんなんですけども、人権教育に関することにつきましても、積極的に行っていきたいと思っております。 せっかく議長さんのほうから講師の先生のほうも、御提案頂きましたので、ぜひともそういった形で進めていければなと思いますので、またいろいろと御指導御鞭撻を頂けたらと思います。
山　田　委　員	よろしくお願いいたします。 それからそういう方向で進めていただくというふうに町民課、特に町民からバックアップしていただきたいなと思いますんで、よろしくお願

	いしたいと思います。
山崎委員長	先ほどの山田委員発言で、住宅新築資金の滞納の分というのが、滞納整理機構で取り扱えるかどうかということということがありましたけど、実際に滞納整理機構で取り扱えるのかどうなのか、確認をしていただいたらと思います。
浦田課長	滞納整理機構の扱える事務というものが税に限りとなっております。なので、住宅新築資金貸付金は取扱いがございませんので、松野町の担当の者が町民課として対応するということになっております。先般、滞納整理機構に係る条例改正をさせていただいたんですけれども、国民健康保険のほうが税のみになっておりましたが、今回県内の２０自治体のうち、料として徴収されている自治体のほうからの要望がかなり上がりまして、先般機構の変更を議決頂いたと思うんですけれど、来年度からは県内国民健康保険税、健康保険料についても対応ができるようになっております。 あくまでも滞納整理機構につきましては、税の取扱いとなっておりますので、介護保険料、国民健康保険料については、料ですので取扱いはございません。今のところ税だけの取扱いになっております。
山崎委員長	山田委員よろしいですか。
山田委員	はい。
大内委員	成果説明書５６ページの表ですけど、児童福祉総務費の４番、病児保育共同運営費負担金とありますけど、病気回復期に当たり、保育園や小学校に云々とあって、鬼北町と共同で運営したとあります。どうして共同運営になったのかということと、施設自体がどこにあるのか、保育士、看護師などの専門家によるとありますけど、そこには保育士さん、看護師さんがそれぞれ常駐されているかとか、そういう事業説明をお願いします。
浦田課長	松野町では、病児保育を担当できる施設がございませんので、鬼北町との合同実施ということになります。実際には、鬼北町の近永保育所の跡をリフォームされて運営されており、スタッフのほうにつきましては

	保育士、看護師の両名で対応させていただいております。 　松野町だけで実施しますと、やはり経費がかなり増大になります。あくまでも病児保育になりますので、年間通しての利用の方がいらっしゃいませんし、シーズン物としてインフルエンザやコロナとかもあるんですが、そういう該当になられてお医者さんにかかった後、自宅療養で構わないという児童に対して病児保育を実施させていただいておりますので、松野町では該当の施設がないところと、スタッフの確保が厳しいというところで、経費的にも共同事業にさせていただいております。
大　内　委　員	それでは、必要なときだけ施設で預かるということですよね。ここに利用者８名になってますけど、これは年間通しては、松野町が８名ということでしょうか。
浦　田　課　長	この利用実績８名につきましては松野町のみの利用人数であります。なので、鬼北町でも何名か利用がありますが、そちらのほうは今資料がございませんのでお答えできないんですが、以上になります。
赤　松　委　員	今ほど、病児保育の共同事業負担金の質問があったので、私もちょっとお聞きしたいんですが、この事業は７年の１月から開始をされたという施設でございます。ですので、今まであまり実績がなかったと思うんですが、当初予算の計上では２６３万６千円計上されておりますが、この決算によりますと、６４万９千円、約６５万円の決算状況になっております。そこら辺の差といいましょうか、当初予算の考え方と実績との説明をお願いしたいと思います。
浦　田　課　長	先ほど質問のありました赤松委員の質問に答えさせていただきます。当初は２６３万６千９００円ですか、組ませていただいているんですが、病児保育としてどれぐらいの利用があるかというところが分かりませんので、ある程度推定で組まさせていただいておりました。結局利用者は８名でありまして、決算額６４万９千９７２円ということになったものでございます。
赤　松　委　員	当初でなかなか利用される人数が把握できかねたということで、少し多めの予算を計上しておったが、結果的には８人での利用になったとい

	うような、そういう理解でよろしいでしょうか。はい。分かりました。 それともう１点ですが、決算書の３６ページ、税務の関係でございますが、固定資産税の令和９年度の評価替えのことでございますが、先ほど３年ごとに見直しがされるということで、予算額４０６万５千円計上されていたわけでございますが、調査をして、その結果、概要について内容の説明を頂いたらと思います。
浦　田　課　長	固定資産の不動産鑑定委託料、こちらについては３年に１回の実施と先ほど説明させていただきました。 こちらは、松野町内に存在します５８地点の標準宅地に対して、２名の不動産鑑定士が配属されまして、そちらが各１か所ずつ、１年かけて現地調査といいますか、聞き取りなど調査していただいております。 それぞれ１か所ごとに鑑定士より報告を頂いておりまして、近隣にお店があるとか、ＪＲまでの距離、役所までの距離、近くの郵便局までの距離等全部勘案されまして、一つずつ３年前の判定の状況から、どれぐらい下落しているかというのを調査頂いております。 松野町ではバイパスが通ったり高速道路が通ったり、インターができたりということがございませんので、ほぼほぼ上昇するということはございませんが、松野町の５８地点について、近隣の鬼北町とか高知県の西土佐のほうの評価額とも比較をしていただいて、５８地点の価格の下落で幾ら評価が出てますというのを示していただいております。 その成果物が上がってきまして、３年に１度の評価替えに対して松野町の土地がどれぐらいの価格になっているのかと判断いたしまして、３年に１回の評価替えの賦課という扱いになっております。
赤　松　委　員	私がお聞きしたかったのは、恐らく今の経済状況を見たときには、土地家屋の評価額が上がるとは思ってないんですけど、下落それとも前年並みというか、そこら辺の数字的な動きが特に標準的になる４地点でどのような動きがなされたのかということをお聞きしたかったんですが、分かればお願いしたいと思います。
浦　田　課　長	今、赤松委員さんがおっしゃられた４地点につきましては、毎年７月

	１日に実施させていただいておりまして、下落修正というところになります。 　１番下落幅が大きいのは、やっぱりＡコープの前の通りで、そちらのほうが毎年下落しております。今回は、礁崎の交差点のあたりの土地が下落しておりまして、そういう調整をかけております。この高額な支出金額については、３年に１度の５８地点の鑑定金額となっておりますので、５８地点と４地点では、ちょっと別で考えていただいたほうがよろしいかと思います。 　その４か所につきましては毎年７月１日現在で鑑定評価を出していただいておりまして、松野町は前年に比べまして５００円以上、価格が下落している場合、下落修正といいまして賦課のもとになります価格を決定させていただいております。５００円以上下落するっていうことは、松野町ではほぼないんですけれど、やっぱりＡコープの前の通りですね、そちらにつきましては５００円以上下落が発生するときがございますので、毎年見直しを行いまして、価格の賦課になる評価額を決定させていただいております。
山崎委員長	そのほか質問はありませんか。 　質問が無いようであれば、採決に移ります。 　ただいま審査しております、認定第１号について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。 　（異議なしの声）
山崎委員長	異議なしと認めます。 　したがって、認定第１号「令和７年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、町民課及び吉野生支所所管分は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 　続いて、認定第２号「令和７年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行います。 　担当課長に説明を求めます。
浦田課長	認定第２号　令和７年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

	についてご説明いたします。 成果説明書１１３ページをご覧下さい。 令和７年度の当会計の決算額は、歳入合計、前年対比８６１万８，０８６円増額の５億１，７３１万９，６７１円、歳出合計、前年対比３９６万９，４４４円増額の５億１４５万２，００７円、歳入歳出差引残額は、１，５８６万７，６６４円となりました。 この会計は、歳入では国民健康保険税、県補助金や定められた一般会計繰入金の受入れ、歳出では、一般職２名の人件費のほか、保険税賦課徴収に係る経費、国民健康保険事業を実施するために必要な各種電算システムの保守や改修に係る委託料、保険給付費のほか、財政運営の責任主体が愛媛県となったことによる国民健康保険事業費納付金の支出や医療費の抑制・適正化のための保健事業等を実施する予算を執行しております。 １一般被保険者の⑴年度末被保険者数等では、令和５年度より７年度までの推移を記載しております。令和７年度の被保険者数は７５５人となっており、６年度と比較すると５６名の減となっております。⑵介護保険第２号被保険者数及び⑶標準負担額の減額状況についてはお目通し願います。 ⑷医療給付の状況では、２款１項１目療養給付費と２目療養費の全体分保険者負担額は１万３，１５０件、２億９，１４５万３，４８９円で、６５歳から７４歳までの前期高齢者分、２割負担の７０歳以上一般分、３割負担の７０歳以上現役並み所得者分、２割負担の未就学児分をそれぞれ再掲しておりますのでお目通し願います。 ⑸２項１目の高額療養費の状況は９８３件で５，１１１万５，０３８円、⑹２目の高額介護合算療養費の状況は０件、⑺その他の保険給付の状況では、３項１目の出産育児一時金、１件で５０万円、４項の葬祭費は９件で１３万５千円をそれぞれ給付しております。 次のページをご覧下さい。 ３の保険給付費の前年度比較では、令和６年度と令和７年度の療養給

	付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金についてそれぞれ比較し増減率を記載しております。令和７年度の保険給付費計は５．８５％、２，０４６万６，８２５円増加しておりますが、その内容・詳細につきましてはお目通し願います。 ４の国民健康保険特別会計における財源状況では、歳出決算額５億１４５万２，００７円の財源を、定めによりそれぞれ款別に記載したものを表にしております。 １１５ページから１１６ページについては、医療費の抑制と適正化を図るため実施した５款保健事業費の特定健康診査、糖尿病性腎症等 重症化予防事業、国保ヘルスアップ事業、また特定保健指導用として購入した軽自動車１台について記載しております。これらの事業は保健福祉課が主体となって実施しておりますので、詳細については保健福祉課にお尋ね願います。 １１７ページをご覧下さい。ここでは、保険税の収納状況を記載しております。 令和７年度の国民健康保険税調定額は６，４４４万８，８２３円、収入額は５，８７５万３，１５０円、収入未済額は５４２万２，８７３円で、現年度分の徴収率は９４．７６％、滞納分の徴収率は４１．７５％、総額の徴収率は９１．１６％となりました。 令和８年３月末現在の国保世帯数は町内全世帯の約３割にあたる５６８世帯で１世帯あたりの調定額は１０万５，７５９円となっております。 以上、認定第２号　令和７年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。
山崎委員長	担当課長の説明が終わりました。委員からの質問を許します。
山田委員	先ほどと同じ質問というか項目になると思うんですが、１１７ページの徴税費のところで、これもトータルで徴収率が９１．１６％ですかね。これも同じような対応ということで認識しとったらよろしいんでしょ

	うか、教えていただいたらと思います。
浦　田　課　長	先ほど説明させていただいたように、同じような取扱いということで認識していただいて構いません。
山 崎 委 員 長	そのほか質問はありませんか。 質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第２号について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声）
山 崎 委 員 長	異議なしと認めます。 したがって、認定第２号「令和７年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続いて、認定第４号「令和７年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
浦　田　課　長	認定第４号　令和７年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。 令和７年度の当会計の決算額は、償還推進に係る県補助金１５万６，０００円、貸付金元利収入１５６万８，２３７円の歳入に対し、歳出は事務費１５万６，０００円、繰上充用金３，４４１万３，３７２円で歳出が歳入を上回っております。 発生した不足額につきましては、繰上充用金として、令和８年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）を令和８年５月２９日付けで専決処分を行い、先の６月議会において承認をいただいております。 成果説明書１２０ページをご覧下さい。 ここでは、元金の償還状況、調定収入状況を記載しております。 貸付件数２５７件、８億５，０８０万円中、決算時点の完納者は８９．１％の２２９件、７億９，２８２万３９９円が償還済となっており、滞

	納繰越については、２８件、７，０１２万５,２８３円となっております。 以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただき、認定いただきますようお願い申し上げます。
山崎委員長	担当課長の説明が終わりました。委員からの質問を許します。 質問はありませんか。 質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第４号について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声）
山崎委員長	異議なしと認めます。 したがって、認定第４号「令和７年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。 続いて、認定第６号「令和７年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の審査を行います。 担当課長に説明を求めます。
浦田課長	認定第６号　令和７年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。 令和７年度の当会計の決算額は、歳入合計、前年対比４８９万５，９６１円増額の８，１１１万２,０８５円、歳出合計、前年対比４８９万４，２７１円増額の７，９０５万８，３７１円、歳入歳出差引残額は、２０５万３，７１４円となりました。 この会計は、主に７５歳以上の方を対象とした公的医療保険制度を運営する会計で、後期高齢者医療保険料と定められた一般会計繰入金を主な財源として、歳出決算の大半を占める後期高齢者医療広域連合納付金を支出する会計であります。 成果説明書１２６ページをご覧下さい。 １の後期高齢者医療被保険者数の状況は、年度末現在で前年度より４

	名増の９６４名となっております。被保険者の内訳につきましてはお目通し願います。 ２の保険料の調定収納の状況では、歳入１款の後期高齢者医療保険料について記載しており、調定額４，７９４万７，０９０円に対し、４，６９３万５，９５０円を収納し、収納率は、９７．８９％となっております。前年度の収納率と比較すると０．７８％減少している状況にあり、保険料未納の滞納者に対し、滞納整理を推進していきたいと考えております。 ３の負担金等の支出状況及び財源内訳では、歳出２款の後期高齢者医療広域連合納付金の実績額とその財源内訳を記載しており、令和７年度の実績は前年対比３３８万９，４５１円増額の７，７２４万７，３１１円で、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金により賄っております。 以下、４の健康診査受診状況については、前年対比１．２％の減の３７．３％、３２５名の被保険者が受診をされました。なお、詳細につきましては保健福祉課が主に事業を実施しておりますので、その際にお尋ね下さい。 以上、認定第６号　令和７年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたしました。 よろしくご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。
山崎委員長	担当課長の説明が終わりました。 委員からの質問を許します。 質問はありませんか質問が無いようであれば、採決に移ります。 ただいま審査しております、認定第６号について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、ご異議ありませんか。 （異議なしの声）
山崎委員長	異議なしと認めます。 したがって、認定第６号「令和７年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

	会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和８年月日 松野町議会総務常任委員会委員長　山崎　　匡